

【手法】

最終的な乗務員の雇用形態については、今後の再生PJにおける運行体制の議論のなかで整理していくこととしており、現時点においては、最終的な運行体制に柔軟に対応できる「**任期付職員**」が**適当**と判断したところ

【対象】

下記の職種について、現在の熊本市交通局会計年度任用職員に限らず公募を行う

- ①運転士（乙種電気車運転免許を所持する者）
- ②車掌（路面電車の車掌業務等への従事経験が1年以上ある者）
- ③技工（路面電車の整備業務への従事経験が1年以上ある者）

【任期】

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの**2年間を任期とする**（最長5年まで延長可）

※再生プロジェクトにおける運行体制の議論の結果や進捗状況により延長する可能性あり

〔任期を令和10年3月31日までの2年間を任期とする根拠〕

前提：再生PJのスケジュール上、「収支」・「運行体制」の整理に要する期間を令和8年3月までと見込む

〔上下分離する場合（高度化計画の申請）〕

- ・令和8年4月以降、上下分離導入までに、**①高度化計画の更新（再生PJの反映）、②議会への報告、③国への申請～認定、④認定後の国への各種届出・認可、条例改正等**を経る必要がある
- ・以上を踏まえると、令和9年4月の導入は困難
- ・上下分離後の安全な運行体制の構築に十分な準備期間を要する観点からも、上下分離導入は最速でも令和10年4月

〔上下分離しない場合〕

- ・諸課題を解決したうえで、交通局の「任期の定めのない職員」として採用する場合、十分な準備期間を要するため、令和9年4月の採用には間に合わない

■上下分離する場合の想定スケジュール

~R8.3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	R9.4~
再生PJで「収支」・「運行体制」を整理	➡ ①		②	➡➡➡ ③									➡➡➡ ④

【選考方法】

安全な運行体制を構築するために必要な乗務員としての資質や責任感を有する職員を確保するため、市電乗務員としての適性を測る検査や、熊本市交通局職員（公務員）としてふさわしい人材か見極める試験を実施

【給与】

■給与体系

- 運転経験を考慮した初任給とする ⇒**経験を考慮**
- 年1回の昇給期には勤務成績に応じて昇給する ⇒**モチベーションアップ**
(号給が上限に達していた会計年度任用職員も、正規化することで昇給が可能となる)
- 任期付職員の間も昇給し、任期満了時の職位と給料は、無期雇用となった際にも引き継ぐことを想定
⇒**将来を見据えた処遇改善**

■令和8年度年収(案)比較【運転士】

運転経験	正規職員	会計年度任用職員	差額
運転歴なし	401万円	401万円	—
運転歴10年	443万円 ←	434万円	9万円
運転歴20年	499万円 ←	478万円	21万円

※扶養手当等の各種手当含む（時間外手当は除く）

※給与改定によるベースアップ等による変動の可能性あり